

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行による。

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年立川市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(所得制限)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者としない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に掲げる同一生計配偶者及び同項第34号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前前年の12月31において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2)略.....</p> <p>2及び3略.....</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者としない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に掲げる控除対象配偶者及び同項第34号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前前年の12月31において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2)略.....</p> <p>2及び3略.....</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。